

会議録（概要）

会議の名称 令和7年度 第2回 富田林市障がい者施策推進協議会
開催日時 令和8年2月20日（金曜日） 10時～12時10分
開催場所 富田林市役所 3階 庁議室
出席委員 西川宏、宋連玉、新里恵美、寺井園子、蔵田和子、林 守、宮崎幸美、佐藤朋代、
宮脇章二郎

※14名中9名出席

事務局 梅川福祉部長兼福祉事務所長、川田課長、村山課長代理兼係長、松山主幹、
池田係長、山田係長、伊藤主査

公開の可否 公開

傍聴者数 0名

会議次第 案件1 第7期富田林市障がい福祉計画・第3期富田林市障がい児福祉計画実績報告について（令和7年度上半期）
案件2 第5次富田林市障がい者計画・第8期富田林市障がい福祉計画・第4期富田林市障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査票について（報告）
案件3 団体ヒアリング調査実施について
案件4 次期障がい者計画の策定に向けた計画期間について
案件5 今後のスケジュールについて

議事録

事務局 司会

《部長挨拶》

《配布資料確認》

《委員及び事務局紹介》

《協議会議成立要件の報告》

- ・委員14名中9名が出席しており、過半数以上であるため、協議会が成立していることが確認された。
- ・施行規則第2条第2項の規定に基づき、本協議会が成立していることが報告された。

《議事》

事務局 案件1、第7期富田林市障がい福祉計画・第3期富田林市障がい児福祉計画実績報告について（令和7年度上半期）説明。

議長 ただ今、案件1の「第7期富田林市障がい福祉計画・第3期富田林市障がい児福祉計画実績報告について（令和7年度上半期）」事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問をお伺いいたします。

委員A グループホーム自体、数的には毎年増えているのでしょうか。

事務局 具体的な数が手元になくお伝えするのは難しいのですが、グループホームは年々増加傾向にあるということは把握しています。

委員B 10ページの地域移行支援と地域定着支援の1という数字で、前のページの就労継続支援B型、就労定着支援の数字とどういった関係性があるのか分からないので教えてください。また、基本的に増加傾向にあるという数値は、事業所が増えてきたから数が増えているという部分はあるかと思うのですが、サービスの質の部分の担保を何か対策されているのかお伺いしたいと思います。

事務局 ご質問の1番目の地域移行支援と地域定着支援の1という人数なのですが、各年度において1人をあげておりますが、年間を通して毎月の人数を計上し12で割ったものでひと月に1人が利用していることとなります。地域定着支援についても同様です。就労移行支援の方で言いますと、こちらも同様ですが実際のご利用の数におきましては就労移行支援の方が利用者数は多いというところにはなっております。事業の質のお話なのですが、まず事業の認可などは広域福祉課で事業を開始するにあたり認可を与えております。法令に基づき定期的に監査に入っており、そこで運営指導といった形で事業所の運営実態を見ているというところではあります。児童発達支援と放課後等デイサービスにつきましては大阪府の認可になりますので、大阪府が同じような事業指導をしているというところではあります。中身というところなのですが、そこは大変難しい問題で、事業所指導というのは運営面や人員面での実地指導はさせていただけるのですが、個々の療育指導がどれだけ効果があるのかというのはなかなか事業所指導ではできないところで、ここは我々も含めまして障がい福祉サービス全体の課題かと思っております。

委員C 居宅介護や生活介護に関して、障がい者手帳をお持ちの方も対象年齢に達すると介護保険の方が優先になるかと思えます。その数というのは今回のグラフの中からは外れているわけですか。

事務局 介護保険に移行された方で、障がいの特性上、介護保険制度では賄いきれない方で障がい福祉サービスを利用されている方がおられまして、そういった方々に関しては、グラフの数に含んでおります。

委員D 人権擁護委員会にも高齢者・障害者委員会というものがございます。そこでいつも提案されているのが、高齢者などの施設へ人権擁護委員が赴き、施設見学や入所者と人権相談をするという内容です。しかしいつも疑問で、施設の方々が忙しい所へ人権擁護委員が入っていき、入所している方に直接「何か人権で困ったことはありませんか」などと聞くことができるのだろうか、いつも遠慮してしまうし、専門家ではない人権擁護委

員がぞろぞろ来ても良いところしか見せていただけないと思います。施設によっては「相談を承ります」「困ったことがあれば申し出てください」というような紙が貼ってあり、専門の方がそれぞれの施設に入っておられるので人権擁護委員がわざわざ行くことはないのではないかという意見も割と出ており非常に悩みです。同じようなことですが、私は人権擁護委員と同時に、今年から民生委員の児童部会の部会長を務めております。一市民として暮らしていても、放課後等デイサービスのチラシがいっぱい入ってくるので、「富田林にまた新しく放課後等デイサービスができる」と感じております。富田林の人口に対して、他市に比べると多いようです。ニーズが高いから増えているのかとは思いますが、あまり増えても質の内容が問われると思います。

事務局 施設への訪問ということですが、一般的な話として、どうしても入所施設などは閉鎖空間になってしまいますので、外部の目がある方がいわゆる虐待や不適切な支援を防げるかと思っております。我々も時折行くことがあるのですが、本当に一般的な話として、きっちりされているところというのは、あまりそういったことが起こらないものです。しかし、実際に入ってみて「少しどうだろう」と思うようなところは、やはり不適切な支援などが疑われることがあります。ですので、専門知識がない中でも外部の方に入っただけというのとは、一つ良いことかなと感じております。放課後等デイサービスの質の話でしたが、利用者の数で言いますと、先ほどの11ページ、令和3年につきましては月当たり305名のご利用だったところが、令和7年度上半期は490名が実績となっており、かなりニーズが増えている状況かと思っております。施設が増えたから通われる方が増えたという面はあるかと思っております。一方で、「施設が増えすぎるから抑制すれば良いのか」という議論もよく聞くのですが、今ある施設が必ずしも良い施設であるとは限りません。新しい施設が増え、自然淘汰という言い方が良いのかどうかは分かりませんが、適切な支援をしてくれる場所を選んで通っていかれるという方が健全なのかなという考え方もあります。この辺りにつきましては、第8期計画の国の方針なども踏まえまして、今後の計画に反映していきたいと考えております。また、最近ではグループホームや入所施設で、地域の方々が定期的に会議に参加される地域連携推進会議というものが制度化されています。そこに関しては市としても事業所にアナウンスであったりご協力できると考えております。

委員A 子供は減っていると言われているのに、この児童発達サービスの人数が増えているというのとはどのように捉えたら良いのでしょうか。発達障がいの子が増えているという風に捉えて良いのか教えてください。

事務局 お子様に対する支援の中で早期に保健師が発達検査などで入っていただいているものがあるかと思っております。保健センターや保健師から保護者への案内で療育を勧め、窓口に申請いただくのが多いかと感じております。早期発見がかなり根付いてきたようで、障がいがあるため通うというより、少しでも将来的にお子様の通常の生活への支援になるよ

うにという考えもあるのかなと思っております。

委員A 以前は見過ごされていたのが今しっかり見つけられているという感覚で良いのでしょうか。

事務局 そうですね。以前でしたら、療育手帳などをお持ちの方が障がい福祉サービスを利用されていましたが、最近は保健センターなどの発達検査において、サービスの利用につながる人が多いと感じています。

委員D 全くプライベートな経験で申し上げます。専門家の方がとても勉強熱心になられたからだと思うのですが、私の娘が子育てに悩んでいた際に、保健師さんに相談したところ発達障がいに関わる非常に重大なことのよう受け取られ、娘はひどく悩んでしまったんです。孫は今では全く普通に健康に暮らしており、当時は一時的な孫の情緒だったと私は思っています。昔だったらおばあちゃんに「そんなの、放っておきゃ大丈夫よ」と言われたようなことが、今は学問が進んだために「この子はADHDだ」などと言われるようになっていく気がします。また、子どもの数が1人などと少なくなってくると、育てているお母さんも「自分の育て方が悪いのではないかと悩むことが多くなり、「この子は発達障がいかもしれない」といった決めつけが出てきやすくなっているのではないのでしょうか。

議長 いろいろなことが錯綜してきているのだと思います。専門家やご家族の知識が増えてきたことで「もしかしたらこの子は」と気づくケースもあるでしょうし、先ほどお話があったように、健診の充実によって早期発見されるパターンもあると思います。例えば知的障がいの場合、発生率自体は医学的に変わっていないと言われていています。昔であれば地域の包摂力の中で暮らしていた方も、核家族化や孤立化が進む中で、以前は問題にならなかったことが表面化しやすくなっています。逆に、昔は問題にされていなくても、ご本人が非常に困っていたケースが大人になってから明らかになることもあります。私の立場から申し上げますと、早い段階で気づきがあり、適切な支援をしっかりと受けることで、大人になってから困るような事態を減らせると考えています。私は若い頃から入所施設で働いており、いわゆる強度行動障がいと言われる方たちもたくさん見てきました。そうした方たちは、早期に療育を受ける機会がなく、幼い頃から集団の入所施設に入り、個別対応ではなく制限のある集団生活を送らざるを得なかった結果、パニックなどの様々な問題が起きていた面もあると感じます。全体としては、やはり早く見つけて適切な支援を受けることが非常に重要です。ただ一方で、ご指摘いただいたように質の問題は確かにあります。私たちは福祉サービスを提供する側として、そこはしっかり高めなければなりません。株式会社など多様な事業者が参入してくる中で、経営面を重視し過ぎるとサービスの質がおろそかになる事態も起きているように感じます。そうした点については、先ほどおっしゃっていたような行政の監査や指導、あるいは人権

擁護の観点など、外部の方に入っていただくことで改善していくしかないと考えています。案件1についてたくさんのご意見をいただき、本当にありがとうございます。案件1に関して、他に追加でご意見はございますか。

委員E 一点だけ、放課後等デイサービスについてお聞きします。児童数が減っているにもかかわらず、事業所の数が増えています。この点について、全国的な傾向をどのように把握されているのか、また、富田林市として今後どのように考えておられるのか教えてください。

事務局 全国的な傾向としましても、本市と同様に増加傾向にあります。国の想定を上回る急激な増加が起きている状況です。こうした事態を受け、国の方でも次年度の報酬体系において、新規事業所の開設に関する報酬をこれまでよりも少し引き下げる方針が示されています。国としても、この急激な事業所数の伸びを適正化するための対策を検討していると認識しております。

議長 ご意見ありがとうございます。特にないようでしたら次の案件に入らせていただきます。続きまして、案件2の「第5次富田林市障がい者計画・第8期富田林市障がい福祉計画・第4期富田林市障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査票について(報告)」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 案件2、第5次富田林市障がい者計画・第8期富田林市障がい福祉計画・第4期富田林市障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査票について(報告)説明。

委員B 重度の知的障がいがある人などがこのアンケートに答えることがあるかと思うのですが、正直このアンケートに答えるというのはかなりストレスがあるものになるかと思えます。分量もそうですし、文字も多いです。また、選択肢に「わからない」がないと困る場面も出て来るかと思えます。あと、細かいことなのですが、問11の3の「主な介助者はどなたですか」について、例えばこれ書く人が本人か家族か介護者か色々な立場の人が書くのですが、誰から見ての配偶者なのか、誰から見ての父母なのかというところを、直感的に書いてしまった時に自分に丸をする人も絶対出てくると思うのです。

事務局 問11の3に関しては、ご本人様が対象という形で分かりやすいようにまた業者と相談させていただき、レイアウトや内容を修正させていただきたいと思えます。分からない場合というお話について設問内容を検討した際に、回答が難しい質問に関しては入れることとしましたが、すべてに入れるとどうしてもページが増えてしまうので、そこはバランスを取りながら改めて修正の方を検討させていただきたいと思えます。ボリュームに関しては他市町村と同じで、前回は24ページありましたが、圧縮を図らせていただいた上で20ページを切るような形にさせていただいております。アンケートに関してど

うしても国から聞かないといけない質問などもございますので、他市町村様のアンケートなども参考にさせていただいているのですが、今これが非常にギリギリのところかと考えております。

委員B 当事者の方もご家族も同じ質問様式に記入する形になっていますが、他の自治体でも大体同じなのでしょうか。当事者用と家族用で様式を分けないのが普通ですか。

事務局 現在は、様式を分けずに実施されている自治体が多いようです。

議 長 なかなか難しいところもあるかと思えます。例えば知的障がいのある方などは理解度が様々ですので、このような形式のアンケートにお答えいただくのは難しい部分もあるかもしれません。そういった方々のご意見も今後汲み取れるような形を検討していただければと思います。その他、委員の皆様いかがでしょうか。先ほど出たご意見を踏まえて修正いただける点もあるとのことでしたが、その修正内容の確認はどのような手順になりますか。

事務局 次の会議は7月の予定ですが、その会議を待っているのはアンケートの送付スケジュールに間に合わない状況です。そのため、まずは修正案を会長に確認していただき、その後、各委員の皆様へ郵送かメールで送付する形を考えております。そこでご意見があれば伺い、再度修正を加えた上で皆様に提示し、3月中にはなんとか完成版を整えたいと考えております。

議 長 わかりました。スケジュールの縛りがある中で事務局の方も大変かと思えますが、よろしく願いいたします。委員の皆様もご協力いただけますと幸いです。それでは、アンケート調査票については以上でよろしいでしょうか。特にないようでしたら次の案件に入らせていただきます。続きまして、案件3の「団体ヒアリング調査実施」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 案件3、団体ヒアリング調査実施について説明。

議 長 ただ今、案件3の「団体ヒアリング調査実施」について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問をお伺いいたします。

委員E QR部分の案内文に「ら」が抜けているので修正をお願いします。また、私は障がい福祉関係の仕事をしてこなかったため詳しくないのですが、このヒアリングシートはシートの文面をみただけでは抽象的すぎて質問意図が分からないと感じました。今、口頭であった説明補足のような具体的な説明文もシート内に記載されるのでしょうか。

事務局 依頼の際に対面で一定のご説明を差し上げるというのは想定しております。その中で趣旨等を説明させていただくというのと、最終的には座談会形式でのヒアリングの場におきまして意見聴取をさせていただく機会としておりまして、そこで意見を出しやすいように事前の準備段階としての紙資料をご用意いただくというような認識でおります。依頼の際には、可能な限り丁寧な趣旨説明をさせていただきたいと考えております。

委員D 対面ということは、点字や手話も用意されるのですか。

事務局 点字の方も用意させていただきまして、手話の方は職員で手話通訳者がいますので、対応させていただきます。

委員F 身体障がい者で手帳を持っておられる方は良いのですが、最近は高齢になり難聴の方が非常に増え、コミュニケーションがなかなか取れないといった問題が団体の中でも起きてきています。ですので、この調査対象の中に難聴者も入れてもらって、難聴の方の意見を聞いても良いのではないかと思います。その辺りはどうでしょうか。

事務局 身体障がい者協会の中には難聴の方もいらっしゃると思いますので、その場でご意見を聞かせていただこうかと考えております。

委員F 私たちの団体の中でも最近問題になっているのですが、障がい者手帳を持っていないけれども加入できるように規約を改正したものの、なかなか入会していただけない状況があります。団体に所属していない方々の実態を把握するのは難しく、本来であれば、そうした方々が誰なのか分かれば直接生の意見を聞きたいのですが、我々も特定できておらず非常に困難です。その辺りの未組織の方々への今後の取り組みも含めて、事務局のお考えをお伺いしたいです。

事務局 今回はあくまで「団体ヒアリング」ですので、冒頭でもご説明しました通り、これまで活動実績のある団体様の中から7団体を対象として選ばせていただいております。委員がおっしゃった未組織の方々につきましては、今後新たに団体として形成され、活動されるかどうかを見極めた上で、ヒアリング対象団体として追加するかどうかを判断させていただきたいと思います。難聴の方や障がいのある方など、個人からのご意見につきましては、先ほどの案件にあったアンケート調査を通じて吸い上げていきたいと考えております。

委員C アンケートもヒアリングも、これまで計画を見直すたびに実施されているご様子で、本当にご苦労様です。ヒアリングの過去のデータについてお伺いします。対面やオンラインで話し合う中で、かなり活発に意見が出ているという感触はお持ちでしょうか。

事務局 はい、過去のヒアリングでは各団体から複数のご意見をいただいております。例えば身体障がいの関係では、「公共の場でジロジロ見られることが少なくなった反面、無関心なところがあり、本当に困っているのに手を貸してくれない。声をかけても自分に向けられたと思われず、通り過ぎられることがある」といった意見がありました。視覚障がいの団体からは、「障害者差別解消法の施行により特性に配慮したサービスが受けられるようになってきた一方で、職員の代筆による契約を認めていない事業所や、自筆の署名を強要するケアマネジャー、施設職員の対応に気分を害することがあった」というご意見をいただいています。知的障がいの関係では、「障がい者の家族はどうしても自分たちで頑張ろうとする傾向があるため、困ったときにすぐ対応できる体制にしてほしい」といった意見など、他にも多数のご意見が出ております。

委員E オンラインフォームを今見ましたが、団体の名称を教えてくださいと書いてありますが、団体の名称を書くところがなくて、会社の番号と担当者の名前だけになっています。

事務局 ありがとうございます。再度中身を確認させていただきます。

委員D この間衆議院の選挙がありましたよね。私の知り合いの高齢の女性が施設に入所しておられまして、ご本人が自筆で書けるのであれば施設で投票することができるとおっしゃられたのですが、施設の方からその入所者に一切説明がなかったのも、訪問見舞いに行った人間が聞いてやっと分かったとのことでした。高齢者、それから障がいのある方もみんな選挙権が1票ずつあるはずなのに、今回は随分取り漏れたのではないかと思います。

議長 正直、説明ができていない、さまざまだと思います。入所されている方の重度化、高齢化が進んでいく中で、自分で候補者の方をしっかりと理解して意思表示できる方自体も少なくなってきている中で、今頂いた意見はすごい大切だなと思いますので、私自身も改めてそういうところもしっかり気をつけなければならないと思いました。同時に、事業者の意識が高い低いとかで任せるのもどうかと思いますので、選挙の際に、こういうことを施設がやっていきなさいよとか、啓発や周知もしていただけるような形があればより良いのかなと思いました。

委員E また、どんな形や方法を取っているのか他の自治体にも聞いておいてください。

委員G 私の子どもは言葉も発せず、読み書きもできない重度の障がいがあります。そのため、選挙の案内は届きますが、一度も投票に行ったことはありません。理解ができないし字を教えて書かせることもできません。障がいの程度によっては「選挙に行ってきた」という方の話も聞きますが、やはり重度の場合は行ったことがないのが現状です。議員さんなどから「もったいない」とよく言われますし、本当にもったいないとは思いますが、

仕方ないことだと思っています。

議 長 周囲の支援者などの勧めで、ご本人の意思というよりも誘導されて投票してしまうといったケースも昔はよくあったと聞いており、非常に難しい問題だと感じます。しかし、ご自身でしっかりとした意思をお持ちで投票できる方が、施設に入所しているという理由でその機会が奪われるようなことはあってはならないと、今のお話を伺って改めて思いました。

委員H 今おっしゃった重度の方などについてですが、もし一票を持っていて「どうしても投票したい」というお気持ちがあるなら、移動に無理のない範囲で周りの方が一緒に連れて行き、白紙で投票することも一つの意思表示になるのではないのでしょうか。ご本人もある程度理解できる方であれば、「投票に行ってきた」という自信を持てるのではないかと思います。ですので、周りの方が少しサポートしてあげれば、ご本人も納得されるのではないのでしょうか。

議 長 ご意見ありがとうございます。他にないようでしたら次の案件に入らせていただきます。続きまして、案件4の「第5次富田林市障がい者計画の計画期間」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 案件4、次期障がい者計画の策定に向けた計画期間について説明。

議 長 ただ今、案件4の「第5次富田林市障がい者計画の計画期間」について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問をお伺いいたします。

委員B 多くの方はあまりこういうことをやっているというのを知らないと思いますので、たくさんの方の市民に上手く広報していただきたいです。アンケートやパブリックコメントなども、LINE等で気軽に市民が参加できるような広報のあり方を考えていただきたいです。あと、ペアレントトレーニングという障がい者の親御さんのサポートを14年ぐらい続けているのですが、そういった地域で頑張っているボランティアの人たちの活動も計画の中に盛り込んでいただけると、私たちもやりがいを感じるかと思います。

事務局 広報、パブリックコメントやホームページ上であったりLINEの配信ということは今も毎回させていただいているのですが、さらにどんな配信の仕方、周知の仕方があるのかというのはまた検討を重ねていきたいと思っています。

委員D 河内長野に奥河内ラジオというのができましたよね。富田林も放送が受信できるエリアになっていて、富田林のコーナーみたいなものを作って広報するとかですね、どんどん広めていけたら良いのではないかと思います。

事務局 身近な地元の情報というのは、やはり皆さんにとって受け取り方も変わってくるものと承知しております。ご提案内容、また参考にさせていただきたいと思います。

委員A 9年から6年への変更提案は社会情勢も刻々と変化するのでとても良いのではないかと思います。法改正で障害者差別解消法というところで、私は防災に関わっているのですが、防災訓練にしても障がい者は排除されているのではないかと思います。避難所が障がい者の皆様にとって優しい避難所にならなければいけないのではないかと、どんな風にコミュニケーションを取っていったら良いのか、さらにしっかりやらなければいけないのではないかと考えています。

事務局 障がいのある方からの防災というところでの不安感であったりとか意識の高まりは感じているところでございます。目に見えない障がいのある方に対する配慮というものを周りの者が気づけるようなツールとしまして、防災スカーフを作成し配布をさせていただいたところでございます。これも障がいのあるご本人様からの困り事みたいなところが作成に至った契機でもございますので、また今回のヒアリング等でそういった施策反映できるようなご意見を集めていきたいと思っております。

議長 では、次期障がい者計画に関しましては、「6年」という期間を基準として進めていくかたちでよろしいでしょうか。なお、国等の動向で計画期間に係る内容がございましたら事務局より随時報告いただきますようお願いいたします。特に意見がなければ次の案件に入らせていただきます。今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いいたします。

事務局 案件5、今後のスケジュールについて説明。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。この際、何かありましたら、ご発言をお願いいたします。無いようでございますので、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

《課長あいさつ》